

(様式22)

奨学金返還猶予願

平成 年 月 日

新潟県教育委員会 様

奨学生番号 平 大進変 専海第 号	整理番号 ー
出身学校名	
氏名 印	
住所 〒 -	
電話番号	

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいので、別紙証明書を添えて
願います。

希望の返還猶予期間 ※ 1回の猶予につき1年以内	平成 年 月から 平成 年 月まで
事由	
奨学金受領期間	出身学校において平成 年 月分まで受領

- ※ 返還期日の2ヶ月前までに提出すること
- ※ 事由を証明する書類を必ず添付すること（裏面参照）
- ※ 猶予期間は1年以内とし、猶予の事由が続く場合は1年ごとに願い出ること。
ただし、在学を猶予の事由とする場合で、添付する在学証明書に最短修業年
限が明示されている場合を除く。

(様式22 裏面)

猶予事由	添付書類	猶予期間
(1)学校教育法に定める学校及びこれに準ずる学校（外国に所在する学校でこれに準ずると認められるものを含む。）に在学している者（別科、専攻科、大学院を含む。）	在学証明書又は卒業見込証明書（外国語の場合は日本語訳を添付すること。） ※返還猶予を希望する期間中に在学していることを証明できるもの。	在学している期間中 (在学証明書に最短修業年限が明示されていないものは <u>1年ごとに願</u> <u>い出ること</u>)
(2)聴講生・研究生(週3日以上通学の場合に限る。)	聴講生・研究生(週3日以上通学)であることを学校長が証明するもの	その事由が続いている期間中。
(3)生業に関する養成機関に入所(学)した者	在所(学)証明書・収入証明書・必要な場合は自宅外通所(学)証明書	ただし通算5年以内とする。 (1年以上の場合は <u>1年ごとに願</u> <u>い出ること</u>)
(4)上記(1)の学校に進学を準備中の者(専修学校、大学、又は大学院受験のための予備校通学、又は自宅学習等)	予備校の在学証明書、又は進学準備中であることを証明する書類	<u>い出ること</u>
(5)失業している者	雇用保険受給資格者証等の写し、又は離職証明書	その事由が続いている期間中
(6)病気療養中の者	療養期間を記した医師の診断書	(1年以上の場合は <u>1年ごとに願</u> <u>い出ること</u>)
(7)低所得の者(「生活保護世帯又は同程度の者」とし、生活保護受給世帯又は、世帯全員の市町村民税所得割額が非課税の者)	生活保護受給世帯の場合は、生活保護受給証明書 世帯全員の市町村民税所得割額が非課税の者の場合は、「家庭状況調書」及び市町村役場発行の世帯全員分の課税(所得)証明書	<u>い出ること</u>
(8)奨学金返還時に世帯年収が給与収入300万円以下の者(給与所得以外の収入の場合は所得が200万円以下の者)	世帯全員分の住民票(世帯主・続柄の表記があり、個人番号部分を「非表示」としたもの。コピー不可)及び世帯全員分の課税(所得)証明書	
(9)災害その他の事情のある者	市町村長、又は警察署長・駐在巡査・消防署長・民生委員等の証明書	

(様式22関係)

世帯全員の市町村民税所得割額が非課税であることを理由として猶予を願い出る場合は
奨学金返還猶予願に本書及び課税証明書を添付のうえ提出すること。

家庭状況調書

家庭及び収入状況

続柄	氏名	年齢	同居 別居 の別	職業(勤務先名) 又は学校名	年収(税込)	備考
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
家族人員数		人		家族合計年収	円	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

奨学生番号 平 大進変 専海第 号 整理番号 一
高

住所

氏名

印

記入上の注意

- (1) 同一生計の家族を記入し、市町村役場発行の課税証明書を添付すること。
- (2) 自営業の場合は、職業(勤務先)又は学校名欄に事業内容を具体的に記入すること。
(例：青果販売)